

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 和 泉 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和5年12月1日（金） 午前 9時40分から 午前11時15分までの間
開催場所		大阪府和泉警察署 講堂
出席者	委 員	林会長、藤原副会長、岡島委員、森野委員、武田委員、森山委員 定委員、高橋委員、前澤委員、山本委員、寺前委員
	警 察	署長、副署長、総務課長、地域課長、生安課長、刑事課長、交通課長 交通課長代理、警備課長、会計課長、刑事課長代理、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。 本日、委員の皆様におかれましては年末の大変お忙しい中、早朝から御出席いただき誠にありがとうございます。 また、和泉警察署の皆様におかれましても和泉市民の安全と安心を守るため、日夜御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。 先程、歳末警戒部隊発隊式を拝見いたしまして、大変心強く思っているところであります。 それでは本日の協議会でございますが、委員の皆様方は市民目線での忌憚のない御意見、御要望をお出しいただき、署の皆様方と会議を有意義に進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 2 署長あいさつ 本日は、大変御多忙の中、御臨席を賜り誠にありがとうございます。 平素より警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 当署で重点的に取り組んできたものを2つ紹介させていただきます。 一つは特殊詐欺対策で、特殊詐欺は電話のやりとりから詐欺と見抜けず騙されるケースが多い点に着目し、地区ごとに看破率を算出し対策を講じた結果、看破率が向上する結果を得られました。 2つ目は、違法モビリティの取締り強化です。 8月から重点的に実施してきた結果 市民の皆様にも徐々に違法モビリティの違法性等が浸透してきたと実感しております。

本日は、忌憚のない御意見を賜り、業務運営に反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

3 業務概要等説明

(1) 署長

- ・特殊詐欺重点対策結果について ～看破率の向上～
- ・違法モビリティ（通称ヒネチャ）取締り強化について

(2) 総務課長

- ・犯罪被害者支援活動等について

(3) 地域課長

- ・地域警察活動等について
(コンビニ強盗検挙概要等)

(4) 生活安全課長

- ・特殊詐欺対策等について

(5) 刑事課長

- ・刑法犯認知件数及び検挙件数等について
(自衛官による強制わいせつ事件検挙概要等)

(6) 交通課長

- ・交通事故発生状況等について

(7) 警備課長

- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

(8) 会計課長

- ・遺失拾得業務について

(9) 刑事課長代理

- ・街頭犯罪対策等について

(10) 交通課長代理

- ・違法モビリティ（通称ヒネチャ）の概要等について（実物展示）

4 議事

(1) サポートカー限定免許制度について

【委員】

高齢者が運転免許証を返納するという形が多いですが、サポートカー限定免許制度では、安全な自動車に限り運転を継続するというような選択肢も設けられていると聞きます。制度について教えてください。

【警察】

家族の方が勧めるケースが多いと思いますが、注意点は「普通車はサポートカーに限る」とのように免許条件が付され、大型免許をお持ちの場合、その後大型車両を運転すると条件違反になります。

議 事 概 要

詳しい性能等は各メーカーのサイトなどを確認してみてください。

【委員】

サポートカー限定免許制度の利用は、自らの意思ということでしょうか。

【警察】

そうです、あくまで運転者の自由です。

(2) プライバシー配慮等について

【委員】

以前和泉署に用事で来て、生活安全課の廊下前で待っていると、ある市民の方が行方不明者の届出をされていたのですが、その場で事情聴取が行われている様子でした。

今後新庁舎も完成するということなので、個人情報やプライバシーに配慮した個室等を設けていただきたいと感じました。

【警察】

御指摘のとおり、緊急性の判断や必要な対応を判断するためとはいえ、プライバシー等に配慮した聴取に心掛け、執務室等を活用して参ります。

(3) すり抜け違反等について

【委員】

泉北1号線等は、バイク等の危険なすり抜け行為が多く、追い越し違反や割り込み違反、通行区分違反等、取締りの基準や取締り方法も難しいと思うのですが、どのような対策が可能でしょうか。

【警察】

例えば、路側帯走行が認められれば通行区分違反での間擬は可能です。

しかし、違反態様は様々であるため、一概には説明し尽くすことができませんが、パトカーや交差点活動を通じた取締りを強化しています。

【委員】

車と車の間のすり抜けは、完全に違反となりますか。

【警察】

違反態様等を検討する必要がありますので、一概には説明できません。

ドライブレコーダーの普及により、妨害運転、いわゆるあおり運転を検挙した事例もありますので、危険な運転を見掛けられた際は遠慮なく通報してください。

(4) 迷惑メールに対する詐欺対策について

【委員】

詐欺まがいの迷惑メールが頻繁に届きます。

セキュリティソフトも搭載しているのですが、アドレスを変更するといった対策以外に効果的な方法はあるのでしょうか。

【警察】

フィルタリング機能を活用することや、そのままメールアドレス等を変更せず使用したい場合は、まず第一に、心当たりのないメール等は開かないことです。

また、メールに添付されているURLはクリックせず、送信元を確認する必要がある場合は、公式サイトや公式な連絡先に電話等で直接確認することも防犯対策といえます。

(5) 少年補導、改造バイクの騒音対策等について

【委員】

コンビニを経営しており、ナンバーの付いていないバイクや騒音を発する改造バイクに乗った少年等が店舗駐車場にたむろすることが多いのですが、そういった場合は通報して構わないでしょうか。

またそういった場合、どのような措置が可能でしょうか。

【警察】

改造バイクの騒音等でお困りの場合は遠慮なく通報してください。

道路上を走行すれば交通違反として問擬することになります。

たむろして迷惑行為に発展している際は、厳重注意や少年補導が可能です。

また、違法モビリティ（通称ヒネチャ）の走行等を見掛けられた際は取締りを強化しておりますので、その際も通報してください。

【委員】

そのようなケースで違法バイク等と認められれば、警察で没収といった措置は可能なのでしょうか。

【警察】

走行を認め、立件を見据えた証拠品としての押収は可能ですが、保護者等に返還することは別として、単に違法な物として没収し警察で保管するといったことはできません。